

# 三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト

## 計画段階配慮書の概要

令和5年1月

三友プラントサービス株式会社

### 本日の説明内容

- 事業計画の概要
- 地域の概況及び地域特性
- 計画段階配慮の内容

# 1. 事業計画の概要

3

## 事業の概要

計画段階事業者の 氏名及び住所	三友プラントサービス株式会社 代表取締役社長 小松 和史 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号
事業の名称	三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト
事業の種類及び 規模	廃棄物処理施設の建設：焼却施設の新設（第2分類事業） 焼却能力 約98t/日
計画区域の位置	横浜市金沢区福浦二丁目16番の13

## 計画区域の位置



### 【概要】

用途地域：工業地域

特別工業地区：金沢産業団地地区

### 凡例

: 計画地

## 事業の目的

### 『持続可能な社会の実現』

- ◆廃棄物の適正処理
- ◆環境負荷の低減

- ◆脱炭素社会の実現
- ◆大規模災害時の災害廃棄物受け入れ

現工場（金沢区幸浦）の老朽化に伴う効率の低下

→スクラップアンドビルトにより、最新の制御や機器を導入した  
新工場（金沢区福浦）を新設

- ①排ガス処理設備として、一般的なバグフィルターに追加して洗煙塔を設置
- ②焼却熱を利用した発電を行い、自家消費電力として利用
- ③インターネット等を利用して、施設の維持管理状況の記録を公開

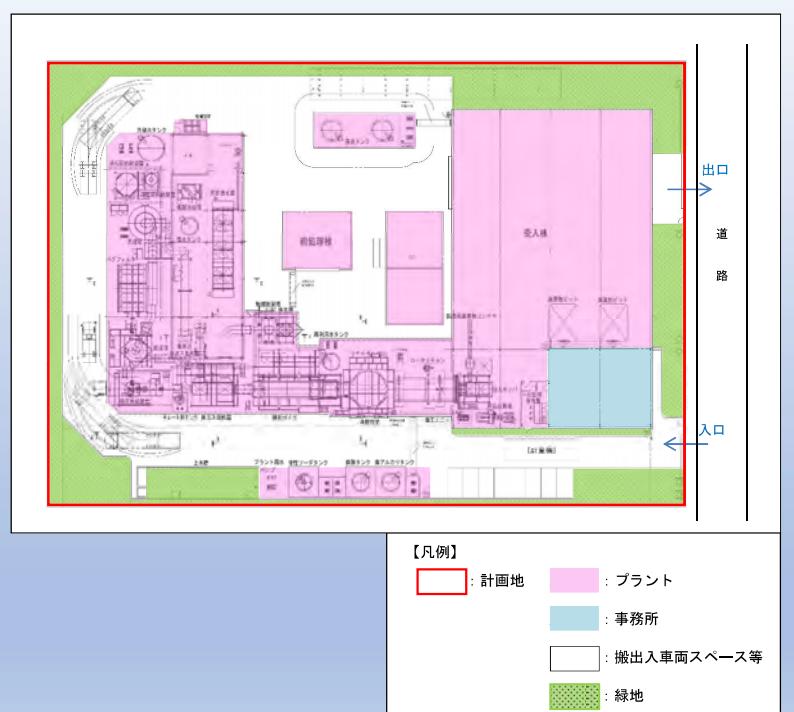
## 事業計画の内容

計画内容	計画地内にある既存建屋の一部を解体後、新たに新工場を建設。新工場では、焼却と中和・脱水を実施。 ※現工場（金沢区幸浦）の産業廃棄物処理施設の廃止は、新工場稼働後に実施予定。
施設の概要	焼却能力 約98t/日（24時間） 発電能力 約650kW（自家消費の5～8割程度） 煙突高さ 約59m 中和能力 約60m <sup>3</sup> /日 脱水能力 約160m <sup>3</sup> /日
工事予定期間	令和6年～令和8年 解体・建設・プラント工事 令和8年～ 供用開始

配慮書 p6, 13, 14, 15, 24, 28 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。 7

## 土地利用計画

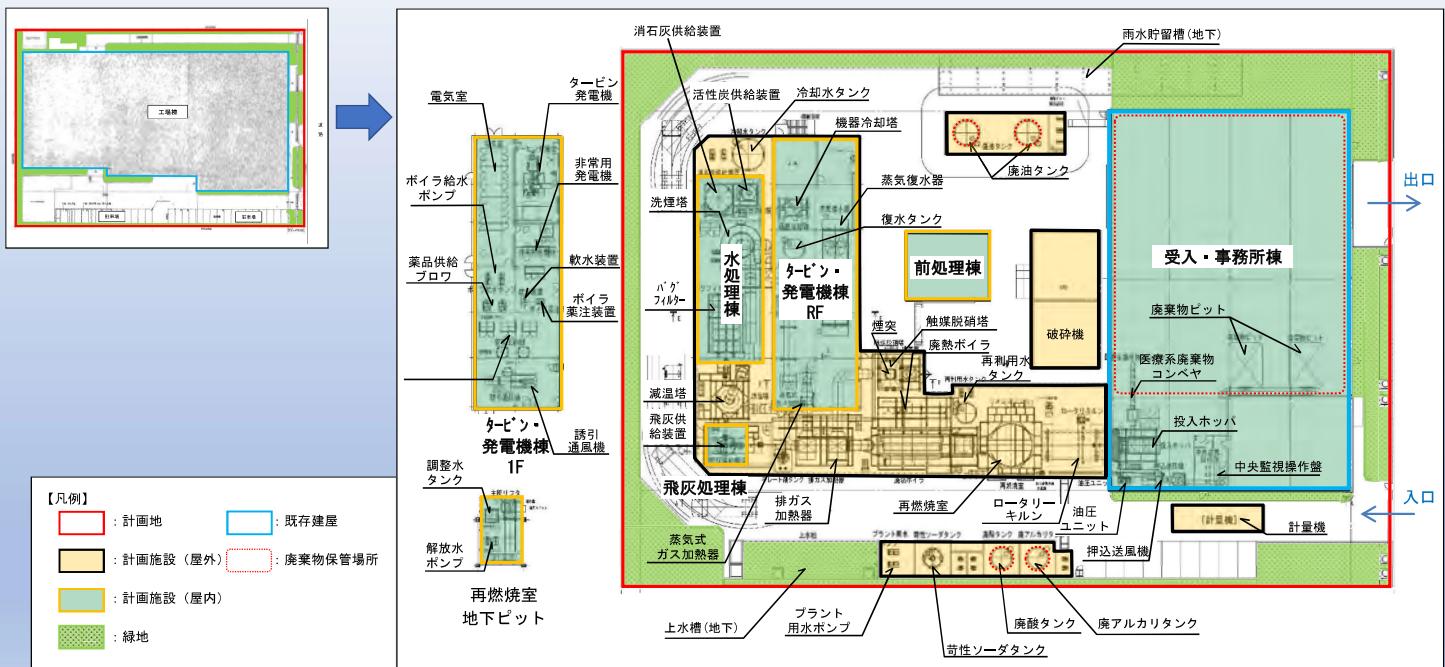
土地利用区分		面積	構成比
施設	プラント (焼却施設、中和施設、脱水施設等)	約3,438m <sup>2</sup>	約47%
	事務所	約 197m <sup>2</sup>	約 3%
	小 計	約3,635m <sup>2</sup>	約50%
搬出入車両スペース等		約2,521m <sup>2</sup>	約35%
緑地		約1,106m <sup>2</sup>	約15%
合 計		約7,262m <sup>2</sup>	100%



配慮書 p6, 7

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

## 計画地の設備配置



配慮書 p11, 16 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

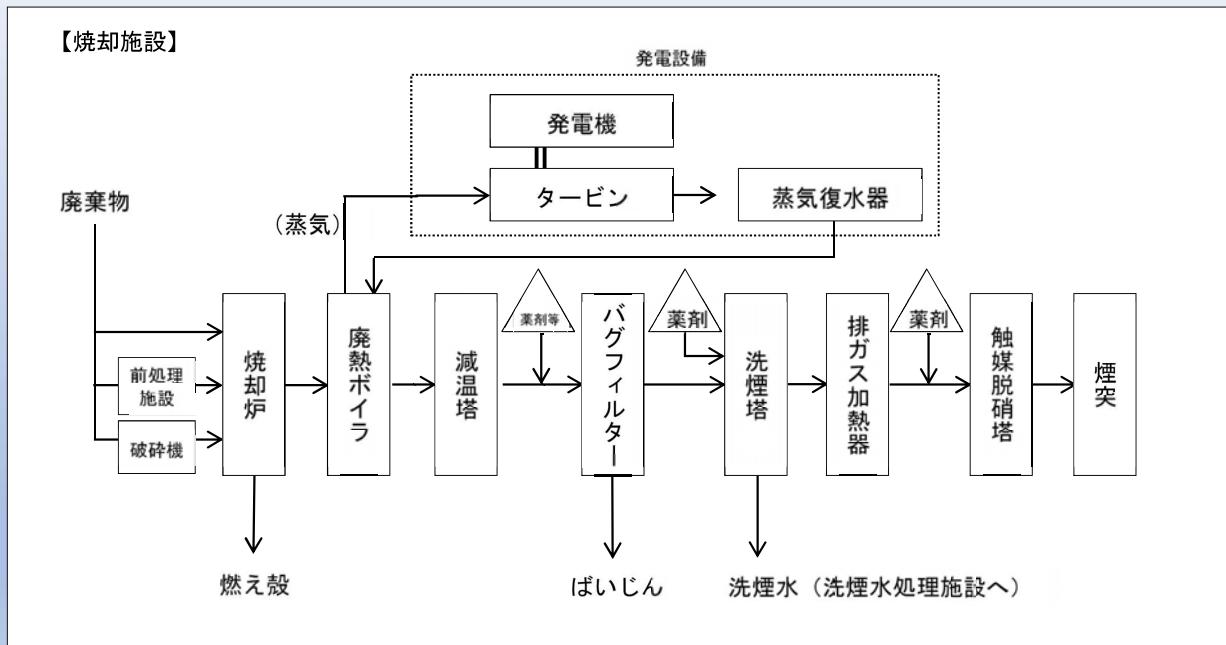
## 焼却施設の概要

項目		内容	
焼却能力		約98t/日	
処理方式		ロータリーキルン式	
排ガス処理設備	集塵方式	サイクロン機能有した減温塔+バグフィルター	
	脱硫・脱塩	乾式処理(消石灰) + 湿式処理(アルカリ薬剤)	
	脱硝	触媒脱硝(アンモニアガス)	
	ダイオキシン類対策	燃焼制御 + 触媒反応 + 活性炭吸着	
	水銀対策	活性炭吸着	
排ガス諸元			
排ガス量	湿り: 53,000 Nm <sup>3</sup> /h 乾き: 42,000 Nm <sup>3</sup> /h	水銀	30 μg/Nm <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> =12%)
窒素酸化物	60 ppm (O <sub>2</sub> =12%)	一酸化炭素	100 ppm
ばいじん	0.02 g/Nm <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> =12%)	ベンゼン	10 ppm
塩化水素	20 mg/Nm <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> =12%)	トリクロロエチレン	50 ppm
硫黄酸化物	20 ppm (O <sub>2</sub> =12%)	テトラクロロエチレン	50 ppm
ダイオキシン類	0.10 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> (O <sub>2</sub> =12%)	ジクロロメタン	50 ppm

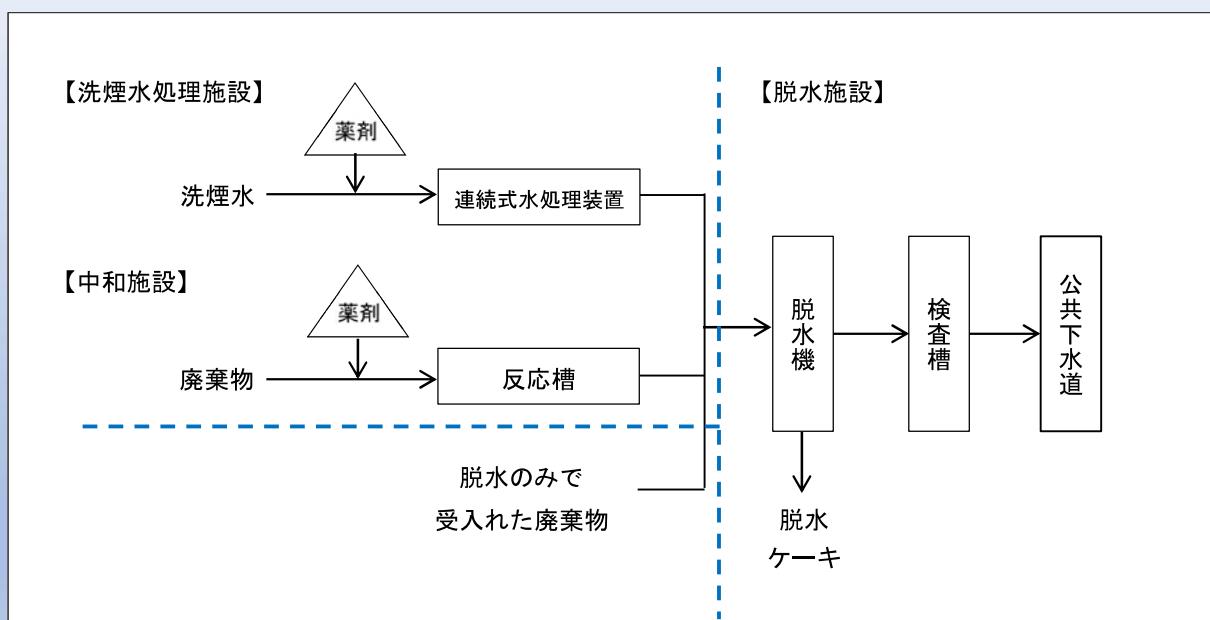
\*数値については、現在の計画値となります。今後の行政協議等により、変更となる可能性があります。

配慮書 p13, 14, 20 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

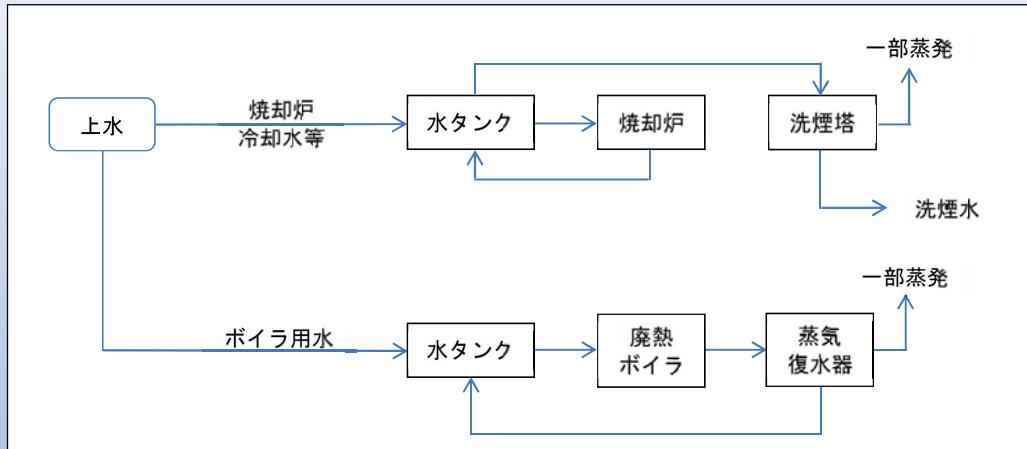
## 焼却施設の処理工程フロー



## その他施設の処理工程フロー

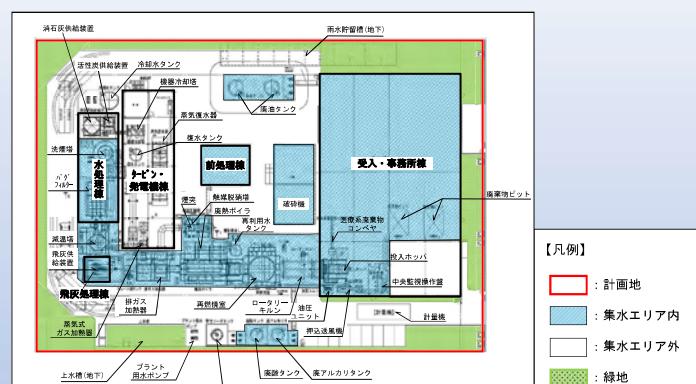


# 水利用計画

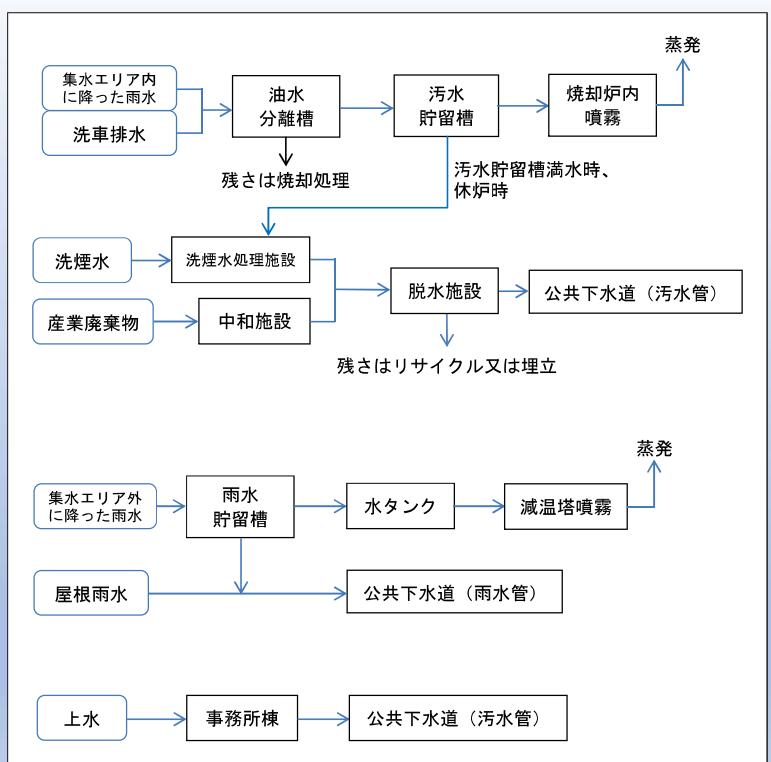


- 焼却施設で利用する機器冷却水は再利用し、洗煙塔に補給する水は循環使用後に洗煙水として排出します。
  - ボイラー用水は蒸気復水器で回収し、再利用します。

# 水利用計画



- 集水エリア内に降った雨水・洗車排水は焼却炉内に噴霧し、蒸発させます。
  - 洗煙水・受け入れた産業廃棄物は、適切な処理を行い、脱水施設を経て公共下水道に放流します。
  - 集水エリア外に降った雨水は貯留し、減温塔噴霧水として再利用、又は屋根雨水と同様に公共下水道へ放流します。
  - 事務所棟からの生活排水は、公共下水道に放流します。



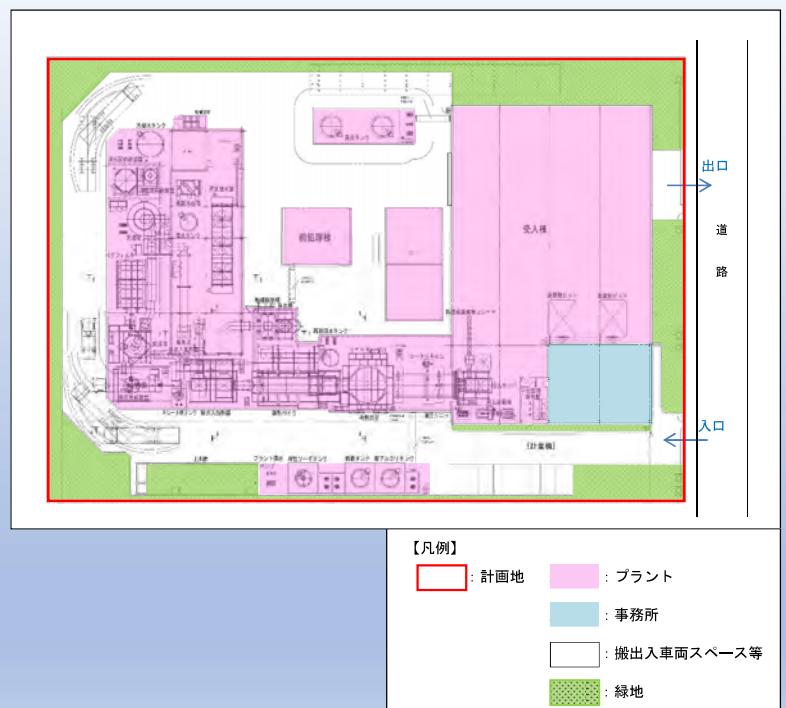
## 取り扱う廃棄物の計画内容

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
焼却施設	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類、紙くず、木くず 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 鉱さい、ばいじん、がれき類、政令13号廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油 廃酸、廃アルカリ 鉱さい、ばいじん 感染性産業廃棄物
破碎施設 (焼却前処理)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類	汚泥、廃油、廃酸 廃アルカリ
中和施設	汚泥、廃酸、廃アルカリ	汚泥、廃酸、廃アルカリ
脱水施設	汚泥	

- 焼却、中和、脱水施設では、一般廃棄物も取り扱う計画としています。

## 緑化計画

- 緑地面積は、現存する945m<sup>2</sup>から、配置の変更や植樹を行い、約1,106m<sup>2</sup>を計画します。
- 計画地の緑化率は、横浜市「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」に基づく13%以上に対し、15.2%を計画します。
- 樹種等の選定は、京浜の森づくり事業の「協働緑化の取組」に示される「横浜京浜臨海部の自然植生」を参考に、耐風性和耐潮性を踏まえて検討します。

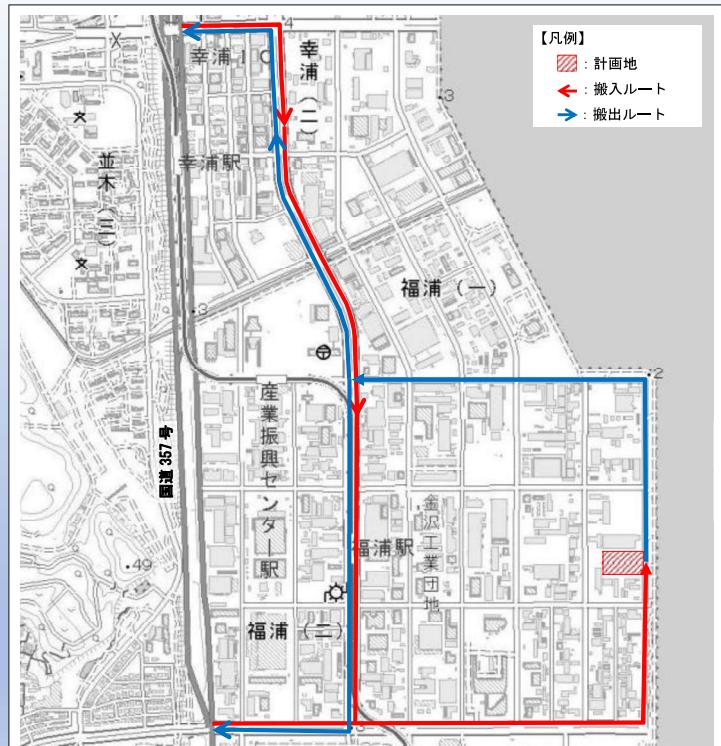


## 搬出入車両計画

区分	車種	車両台数（片道台数）	
		平均	最大
搬入車両	10t車	20台／日	25台／日
	4t車	10台／日	15台／日
	2t車	7台／日	10台／日
	計	37台／日	50台／日
搬出車両	10t車	4台／日	5台／日
	4t車	4台／日	6台／日
	2t車	1台／日	2台／日
	計	9台／日	13台／日
合 計		46台／日	63台／日

搬入受入時間	8時30分～17時30分
搬出時間	6時～23時

- 平均車両台数は**46台/日**を計画しています。
- 搬出入車両ルートは、最寄りの幹線道路である国道357号から計画地までを、反時計回りに通行する計画です。



## 事業スケジュール計画

- 本事業は、横浜市環境影響評価条例の手続きや、関係行政との協議等、手続き完了後に着工します。

### ○解体・建設・プラント工事

令和6年（2024年）～令和8年（2026年）

### ○竣工・供用開始予定

令和8年（2026年）

## 2. 地域の概況及び地域特性

19

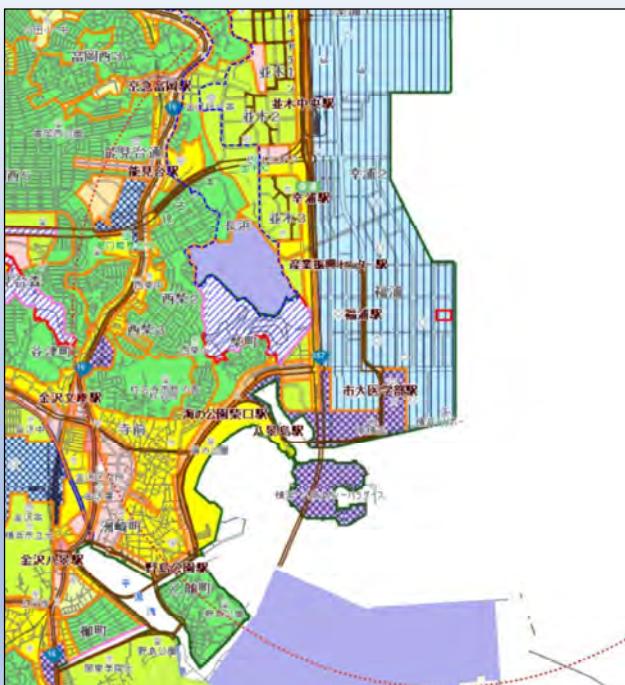
### 地形、地質、地盤の状況



- ・計画地は旧水部の埋立地に位置しており、標高が約4mの平坦な地形となっています。



## 土地利用の状況



- ・計画地及びその周辺は、そのほとんどが工業地域に指定されています。
- ・最も近い住居までは約1.1km離れています。

### 凡 例

■ 計画地	● 調査対象地域
■ 第1種低層住居専用地域	■ 商業地域（第7種高度地区）
■ 第2種低層住居専用地域	■ 準工業地域
■ 第1種中高層住居専用地域	○○○ 準工業地域（第5種高度地区）
■ 第2種中高層住居専用地域	○○○ 工業地域（第5種高度地区）
■ 第1種住居地域	工業地域（第7種高度地区）
■ 第2種住居地域	■ 工業専用地域
■ 準住居地域	■ 市街化調整区域
■ 近隣商業地域	— 風致地区

### 用途地域の指定状況

## 交通、運輸の状況



- ・主要道路としては、計画地の西側を国道357号が、さらに西側を国道16号が、北西側を首都高速湾岸線とそれに続く横浜横須賀道路が通過しています。
- ・鉄道としては、金沢シーサイドラインが西側を通過しており、計画地の最寄り駅は福浦駅となっています。

### 凡 例

■ 計画地	— 鉄道
● 調査対象地域	— 高速道路
● 観測地点（数字は地点番号）	— 一般国道

### 主要道路及び鉄道

## 公共施設等の状況

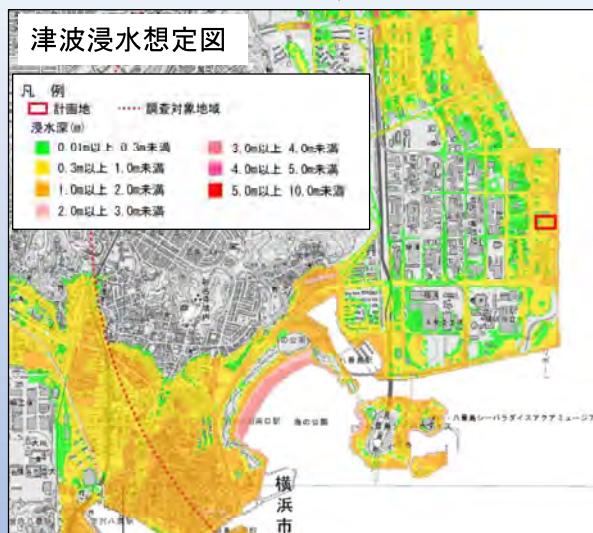


11	保育園・幼稚園	しののめ並木保育園
26	小学校・中学校	並木中学校
27		並木第四小学校
34	特別支援学校	浦舟特別支援学校市大附属病院 院内学級小・中学部
35	大学	横浜市立大学医学部
41	病院・診療所	横浜市立大学附属病院

- 計画地の南西側約0.8kmの位置に横浜市立大学附属病院等が、北西側約1.5kmの位置に、しののめ並木保育園や並木第四小学校があります。

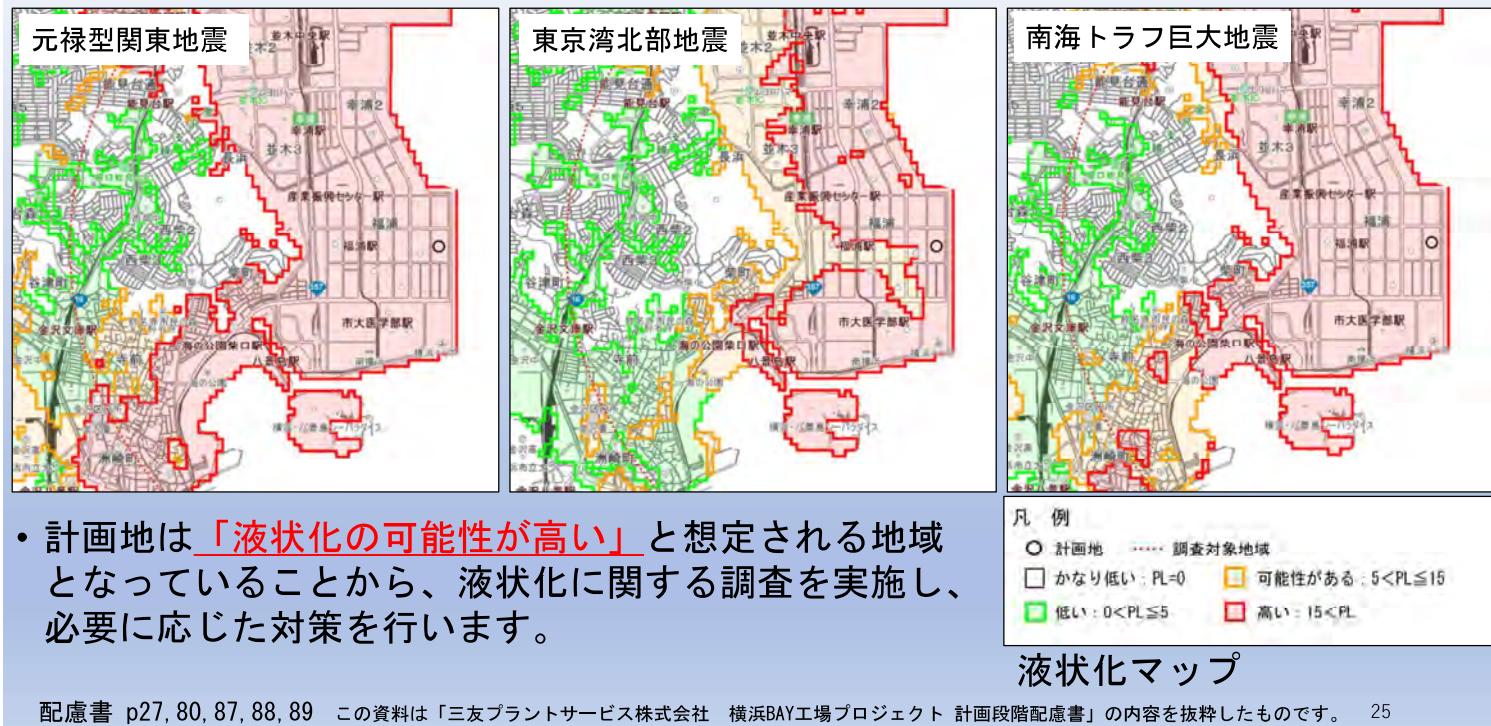
## 主な教育施設、福祉施設、病院等の分布

## 災害の想定（浸水のおそれのある区域）



- 浸水想定図において、計画地の浸水深は、津波で1.0m未満、高潮で0.3m未満と想定されています。
- 2019年の台風15号による高潮・高波災害で、計画地において0.8mの浸水深が確認されました。その後、計画地東側の護岸高さは、約0.9mから約3.0mに嵩上げされています。

## 災害の想定（液状化の可能性が高いと想定される地域）



配慮書 p27, 80, 87, 88, 89 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。 25

## 3. 計画段階配慮の内容

## 計画段階配慮の内容

### ● 基本的な配慮事項

横浜市環境配慮指針 「廃棄物処理施設の建設」に関する配慮事項の要点		選定
(1)	計画地の選定や施設配置等の検討に係る周辺環境への影響の低減 生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮した分断・改変の回避 温室効果ガスの排出抑制の検討	<input checked="" type="radio"/>
(2)	計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等の情報収集、環境資源等の現況把握	<input checked="" type="radio"/>
(3)	安全な工法や工程等の検討、市民への情報提供	<input checked="" type="radio"/>
(4)	環境負荷低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等の遵守	<input checked="" type="radio"/>

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

27

## 計画段階配慮の内容

### ●本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針 「廃棄物処理施設の建設」に関する配慮事項の要点		選定
(5)	生物の生息、生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全と活用	<input checked="" type="radio"/>
(6)	建物屋上や壁面など敷地の緑化を図ることによる生物の生息生育環境の確保 緑化に際しては、郷土種の植栽など、生物多様性の保全と創造	<input checked="" type="radio"/>
(7)	再生可能エネルギーや廃熱有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用	<input checked="" type="radio"/>
(8)	低炭素電気の選択、建設資材や設備等のグリーン購入	<input checked="" type="radio"/>
(9)	次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進など、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制	<input checked="" type="radio"/>
(10)	ライフサイクルや長寿命化による温室効果ガスの抑制	<input checked="" type="radio"/>
(11)	人工排熱の抑制や緑化等によるヒートアイランド現象の抑制	<input checked="" type="radio"/>

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

28

## 計画段階配慮の内容

### ●本事業に係る配慮事項

横浜市環境配慮指針 「廃棄物処理施設の建設」に関する配慮事項の要点		選定
(12)	建物外観の周辺建物との連続性や後背地との調和	○
(13)	火災、爆発等の発生防止、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備	○
(14)	最新技術、設備の導入により、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制	○
(15)	ばい煙発生施設の更新、増設の場合には、窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじんの排出量を現状以下にする	×
(16)	排水を排出する施設の更新、増設の場合には、COD、BOD、SSの排出負荷量を現状以下にする	×
(17)	最終処分場については、レクリエーション施設等を設置し、市民開放を行う	×
(18)	廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用	○

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 計画段階配慮書」の内容を抜粋したものです。

29

## 計画段階配慮の内容

### <基本的な配慮事項>

(1) 計画地の選定や施設配置等の検討に係る周辺環境への影響の低減  
生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮した分断・改変の回避  
温室効果ガスの排出抑制の検討

### <配慮の内容>

- 計画地の用途地域は「工業地域」に指定されており、周辺に立地しているのは、ほとんどがリサイクル事業者等の工場となっています。
- 本事業計画では貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変はありませんが、敷地境界付近の四方に郷土種の植栽を中心とした緑地を設け、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成に努めます。

## 計画段階配慮の内容

### <基本的な配慮事項>

- (1) 計画地の選定や施設配置等の検討に係る周辺環境への影響の低減  
生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮した分断・改変の回避  
温室効果ガスの排出抑制の検討

### <配慮の内容>

- 施設の計画においては、焼却施設での廃熱利用による発電設備の併設、設備機器は省エネルギー型機器（高効率モータ、LED照明機器）の採用に努め、温室効果ガスの排出を抑制します。

## 計画段階配慮の内容

### <基本的な配慮事項>

- (2) 計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等の情報収集、  
環境資源等の現況把握

### <配慮の内容>

- 計画段階配慮書の作成を通じて、計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行いました。

## 計画段階配慮の内容

＜基本的な配慮事項＞

### (3) 安全な工法や工程等の検討、市民への情報提供

＜配慮の内容＞

- 工事計画の策定に当たっては、より安全な工法や工程等を検討します。
- 解体の際は、建屋の養生、囲い及び散水を行い、騒音の防止、粉じんの飛散防止、周辺道路の汚れ防止に努め、解体物の搬出時における飛散防止にも配慮します。
- アスベスト建材の有無を確認し、必要に応じた対処を行います。
- 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型機械を使用するとともに、使用に当たっては点検・整備を十分に行なった上で、丁寧な運転を行うことにより、大気汚染防止や騒音振動の低減に配慮します。

## 計画段階配慮の内容

＜基本的な配慮事項＞

### (3) 安全な工法や工程等の検討、市民への情報提供

＜配慮の内容＞

- 計画地は、「土壤汚染対策法」に基づく指定はされていませんが、過去に特定有害物質（ほう素及びその化合物）の使用等が確認されています。
- 土地の形質変更前には、法令等に基づく届出を行い、土壤汚染調査を実施する計画としています。調査の結果、土壤汚染等が確認された場合には、法令等を遵守し、汚染が拡散しないように適切な処置を講じることとします。
- 工事の実施に際しては、事前説明や工事看板の設置等により、市民や近隣企業への情報提供に努めます。

## 計画段階配慮の内容

### <基本的な配慮事項>

#### (4) 環境負荷低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等の遵守

### <配慮の内容>

- 関連する環境法令や条例、指針等に従い、環境負荷の低減を図ります。
- 焼却施設には排ガス処理設備を設置し、中和施設には中和反応に伴い発生するガスを取り除くための湿式スクラバーを設置することに加えて、日常の運転管理や設備点検を確実に実施することにより、大気環境への影響低減について配慮します。
- 「緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準」により、計画地のある金沢地先埋立地再開発用地には13%以上の緑化率が定められていますが、現存する約945m<sup>2</sup>の緑地について配置の変更や植樹を行い、約1,106m<sup>2</sup> (15.2%) を確保します。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

#### (5) 生物の生息、生育の場の提供、良好な景観形成、雨水の浸透・貯留、ヒートアイランド現象の緩和、防災・減災、人々が交流し活動する場など、多様な機能を持つグリーンインフラの保全と活用

### <配慮の内容>

- グリーンインフラの機能を促進するため、可能な限り既存の緑地を保全するとともに、さらに拡張を検討した結果、15.2%の緑地を確保します。
- 定期的なメンテナンスを実施することにより、緑地の良好な維持管理に努めます。
- 敷地境界付近の四方に緑地を設け、ヒートアイランド現象の緩和、良好な景観形成に努めます。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

#### (6) 建物屋上や壁面など敷地の緑化を図ることによる生物の生息生育環境の確保 緑化に際しては、郷土種の植栽など、生物多様性の保全と創造

### <配慮の内容>

- 可能な限り既存の緑地を保全し、引き続き植栽の育成と表土の保全に努めます。
- 新たな植栽は、京浜の森づくり事業の「協働緑化の取組」に示される「横浜京浜臨海部の自然植生」を参考に、計画地が東京湾に面しているという立地条件を踏まえて、耐風性や耐潮性の郷土種を中心に選定し、多様な植物の植栽や生物多様性の保全と創造に努めます。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

#### (7) 再生可能エネルギーや廃熱有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用

### <配慮の内容>

- 設備機器は、省エネルギー型機器（高効率モーターの採用、LED照明等）の採用に努めます。
- 焼却施設の廃熱を利用して発電した電力は、自家消費することにより、未利用エネルギーの積極的な活用に努めます。

## 計画段階配慮の内容

<本事業に係る配慮事項>

### (8) 低炭素電気の選択、建設資材や設備等のグリーン購入

<配慮の内容>

- 使用する電気は、廃棄物焼却時の廃熱を利用した自家発電を基本とします。
- 自家発電だけでは賄いきれない電力に関しては、可能な限り低炭素電力の調達に努め、温室効果ガスの排出抑制に配慮します。
- 建設資材や事業に伴い購入する消耗品等の確保に際しては、グリーン購入に努めます。

## 計画段階配慮の内容

<本事業に係る配慮事項>

### (9) 次世代自動車の積極的な導入や公共交通等の利用促進など、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制

<配慮の内容>

- 社有車や計画地で使用するフォークリフトは、EV車などの次世代自動車の積極的な導入に努めます。
- 従業員の通勤には公共交通機関の利用を促し、二酸化炭素の排出抑制に努めます。

## 計画段階配慮の内容

＜本事業に係る配慮事項＞

### (10) ライフサイクルや長寿命化による温室効果ガスの抑制

＜配慮の内容＞

- 計画建屋の一部は、既存建屋を流用することにより、工作物の長寿命化を図ります。その結果、資材の使用量低減による廃棄物の削減や、建設機械の稼働低減による燃料使用量の削減を実現し、温室効果ガスの抑制に寄与します。
- 解体時に発生する廃材等は、分別の徹底により極力、再資源化することで廃棄物の発生を抑制し、温室効果ガスの抑制に努めます。
- 新設の設備は設計時から機械構造や使用材質を考慮することで、温室効果ガスの抑制に努めます。

## 計画段階配慮の内容

＜本事業に係る配慮事項＞

### (11) 人工排熱の抑制や緑化等によるヒートアイランド現象の抑制

＜配慮の内容＞

- 焼却施設は、要所に断熱施工をすることで放熱を低減させる設計とし、人工排熱を抑制します。
- 計画地の緑地面積の確保に加えて、緑地を定期的にメンテナンスすることにより、良好な維持管理を実施し、ヒートアイランド現象の抑制に努めます。

## 計画段階配慮の内容

＜本事業に係る配慮事項＞

### (12) 建物外観の周辺建物との連続性や後背地との調和

＜配慮の内容＞

- 周辺事業所の特徴等を把握し、植栽や建物外観の色彩・材質、形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図ります。
- 煙突及び受入・事務所棟の形状・色彩等については周囲の環境との調和を検討するなど、景観等の環境への配慮を行います。
- 煙突からの白煙（水蒸気）については、排ガスの再加熱により白煙抑制を図り、周辺景観へ配慮します。

## 計画段階配慮の内容

＜本事業に係る配慮事項＞

### (13) 火災、爆発等の発生防止、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備

＜配慮の内容＞

- 「消防法」を遵守し、焼却施設には感震計を設置することで、緊急対応が必要な地震を検知した場合には、稼働機器を安全に自動停止する機能を設けます。
- 安全パトロールによる予防措置を行い、火災に対する安全対策を実施します。
- 受入廃棄物は、事前に排出事業者より性状、数量、荷姿等の情報を入手し、場合によってはサンプル分析を実施した上で処理方法を決定します。
- 実際の受入れ時には現物の確認を行い、火災・爆発等の発生を防止します。
- 受入ピットには、消火設備を設置し、火災防止対策を講じます。

## 計画段階配慮の内容

<本事業に係る配慮事項>

### (13) 火災、爆発等の発生防止、周辺への影響に留意した土地利用や施設の整備

<配慮の内容>

- 計画地においては、護岸の嵩上げにより浸水の可能性は低減されていますが、さらなる浸水対策として、受電設備や蒸気タービン、発電機、廃熱ボイラ、非常用発電機などの重要機器は、過去に記録された浸水深を考慮し、高さ0.8m以上に設置する計画とします。
- 受入・事務所棟の出入口やシャッターは止水板等を設置可能な構造とし、廃棄物の流出を防止します。

## 計画段階配慮の内容

<本事業に係る配慮事項>

### (14) 最新技術、設備の導入により、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制

<配慮の内容> ~大気汚染対策~

- 法令等に定める規制を遵守し、大気汚染物質の排出量を極力低減します。
- 焼却施設においては、減温塔、バグフィルター、洗煙塔及び触媒脱硝塔を設置し、排出ガスの適切な処理を行うことで、大気汚染物質の排出量を極力低減します。
- 一部項目については排ガス計による常時監視を行い、安定した運転に努めます。
- 中和施設においては、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、大気汚染物質の排出量を極力低減します。
- 破碎機は屋外設置ですが、密閉構造のため粉塵等の飛散はありません。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

(14) 最新技術、設備の導入により、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制

### <配慮の内容> ~水質汚濁対策~

- 法令等に定める規制を遵守します。
- 集水エリア内に降った雨水、洗車排水は焼却炉内に噴霧し、蒸発させます。
- 集水エリア外に降った雨水は、減温塔に噴霧又は公共下水道に放流します。
- 焼却処理工程の洗煙水処理施設、中和施設での処理を経て、脱水施設で処理された排水及び受入・事務所棟からの生活排水は、公共下水道に放流します。
- 廃油や廃酸、廃アルカリの保管タンクや薬品タンクは、周囲に防油堤や防液堤を設け、漏洩を防止します。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

(14) 最新技術、設備の導入により、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制

### <配慮の内容> ~地下浸透防止対策~

- 廃棄物保管場所の床面は、コンクリート構造とします。
- 地下浸透禁止物質の保管場所には、床面に樹脂コーティング、ステンレス製板などを設置し、地下浸透を防止します。
- 処理後の燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）や汚泥（脱水ケーキ）の保管については、鉄箱に貯留し、建屋内で保管します。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

(14) 最新技術、設備の導入により、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制

### <配慮の内容> ~騒音振動対策~

- 法令等に定める規制を遵守し、さらなる低減に努めます。
- 焼却施設に関して、蒸気タービン、蒸気復水器ファン、送風機、ポンプ類には防音防振対策を講じます。誘引ファン、コンプレッサーや蒸気タービンは建屋内に設置し、周辺環境に配慮します。
- 破碎機は屋外設置ですが、密閉構造のため騒音は低減されます。
- 洗煙水処理施設、中和施設及び脱水施設は、設備を建屋内に設置することにより、周辺環境への騒音影響を低減します。

## 計画段階配慮の内容

### <本事業に係る配慮事項>

(14) 最新技術、設備の導入により、廃棄物処理工程等で発生する大気汚染物質、水質汚濁物質、悪臭、有害化学物質、土壤汚染物質等を抑制

### <配慮の内容> ~悪臭対策~

- 焼却施設においては、受入・事務所棟や有機溶剤等を扱う前処理棟の空気を燃焼空気として利用し、建屋内を負圧で管理することにより、外部への悪臭の流出を防止します。
- 破碎機は屋外設置ですが、密閉構造のため、悪臭は漏洩しません。
- 中和施設は、設備を建屋内に設置し、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、悪臭の発生を抑制します。

## 計画段階配慮の内容

<本事業に係る配慮事項>

### (18) 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用

<配慮の内容>

- 解体・建設に伴い発生する建設廃材等は、分別を徹底することにより再資源化を図り、廃棄物の発生を抑制します。
- 受入れる廃棄物は、事前に分析等を実施して性状を確認し、リサイクルするものと焼却処理するものを仕分け、前者は自社他工場にてリサイクル、後者は本工場にて焼却処理を実施することで、再生利用を図ると共に、焼却工程で発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）の発生を抑制します。
- 焼却、脱水処理工程で発生する燃え殻（主灰）、ばいじん（飛灰）や汚泥（脱水ケーキ）は建屋内保管とし、風雨による飛散を防止します。これらは計画地から排出する廃棄物として埋立処分を行いますが、可能なものはリサイクルを行うことで埋立処分量を抑制します。

ご清聴ありがとうございました。